

魚沼市環境配慮実践プラン

魚沼市地球温暖化防止実行計画(事務事業版)

計画期間：平成 22 年度～平成 27 年度



尾瀬国立公園

平成22年3月

魚 沼 市

はじめに

～職員のみなさんへ

地球温暖化の防止は、人間のエゴイズムと良心との戦いだと言われていました。

公害が人類をはじめとする多くの命を奪ってきたように、また、無秩序な開発や乱獲が多くの種の絶滅を招いたように、地球温暖化の脅威も人類に対して大きな牙を剥き始めています。

新政府が温室効果ガス削減中期目標「2050年までに1990年比25%削減」を打ち出して、世界から賞賛されて間もないですが、このことにより日本は世界に対し大きな責任を負うこととなります。この目標の実現に当たり、今の生活スタイルはどうか、不安を抱く方もおられることと思います。

しかし最早、「よそが取り組まないからうちもやらない。」「温暖化になってもわれわれの世代（地域）は、その影響が少ないから取り組まなくていい。」「温暖化防止対策には賛成だけど今の生活水準が下がるのはいやだ、技術革新まで待てばいい。」などと放置することは許されず、断固たる決意を持って取り組み始めなければなりません。

私たちは、英知ある生物として地球に生きている以上、自らできる小さな努力の実践が、今求められています。

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律及びエネルギー使用の合理化に関する法律に基づき、低炭素社会の構築と循環型社会の形成を軸とする環境負荷の低減を目的とした環境配慮実践プランとして策定します。

この実践プランと実践結果は、内外へ向けて公表してまいります。

職員のみなさん、ぜひ一丸となって取組みを推進してください。

平成22年3月

魚沼市環境配慮実践統括責任者

魚沼市長 大平悦子

魚沼市環境配慮実践プラン（地球温暖化防止実行計画）

目次

第1章 計画の骨子

1	計画の背景	3
2	計画の目的	4
3	計画の基本方針	4
4	計画の対象範囲	4
5	計画の期間	6

第2章 温室効果ガス排出等の実態

1	平成20年度エネルギー使用量の実態	7
2	平成20年度温室効果ガス排出量の実態	7

第3章 実践する取組みと目標

1	温室効果ガスの削減	11
2	施設における省エネ管理	11
3	公用車管理	11
4	改正省エネ法に基づいたエネルギー管理	12
5	魚沼市グリーン購入基本方針に基づいた物品の購入管理と環境配慮契約	12
6	イベントにおける環境配慮	12
7	職員の個別行動指針	13

第4章 計画の推進体制

1	計画推進体制の構築	15
2	推進体制における担当者の役割	15
3	評価の方法	15
4	成果の公表	15
5	計画の見直し	15

巻末資料

魚沼市グリーン購入基本方針	17
魚沼市グリーン購入調達方針	18
調査項目一覧	20
エコドライブ10か条	20
家庭で実践！エコライフ	21
魚沼市ごみの分類(5分類12分別)	22

第1章 計画の骨子

1 計画の背景

(1) 国際情勢・・・平成20年から京都議定書の約束期間に突入

人為的に排出される温室効果ガスによる地球温暖化は1980年代頃から地球規模の環境問題として認識されるようになり、温室効果ガスの排出量抑制を目標とした気候変動枠組条約（地球サミット(リオデジャネイロ)、平成4年(1992年)）の発効により、国際交渉が本格的に開始されました。

我が国は地球温暖化防止京都会議（COP3、平成9年(1997年)）において、温室効果ガスの総排出量を「平成20年(2008年)から平成24年(2012年)」の第一約束期間に、平成2年(1990年)レベルから6%削減するという京都議定書の目標に合意し、国会の承認を経て平成14年6月4日に閣議で議定書の締結を決定しました。その後、京都議定書は150カ国以上の批准により平成17年(2005年)2月16日に発効に至りました。

最新のIPCCの報告(気候変動に関する政府間パネル：第4次報告書)では、「我々を取り巻く気候システムの温暖化は決定的に明確であり、人類の活動が直接的に参与している」、「気候変化はあらゆる場所において、発展に対する深刻な脅威である」、「地球の平均地上気温は1990年から2100年までの間に1.1～6.4 上昇する」との記述があるように、世界が歩調を合わせた温室効果ガスの排出量抑制を求めています。

定義上の温室効果ガスのうち、そのほとんどを占める二酸化炭素(CO₂)の濃度は、2006年世界平均では381.2ppm、気象庁観測の国内データによれば2007年現在で380ppm後半の値を示していて、現在は390ppm前後となっています。これは、産業革命以前(280ppm)と比較して40%も増加した計算になります。

(2) 国内の情勢・・・地方公共団体を含めた事業者への義務付け強化

我が国では、この目標の実現に向けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下 温対法)」が1996年10月に公布され、1997年4月に施行されました。同法第21条では地方公共団体の責務として、事業所としての温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画(以下 実行計画)の策定や成果の公表が義務付けられています。

また、2008年6月の同法改正により、第20条の三(旧法第20条)で規定する地域全体の計画策定努力義務が、中核市以上について義務化されました。

地方公共団体を事業所とみなしたときの責務は同法にとどまらず、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下 グリーン購入法)」、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(以下 環境配慮契約法)」、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下 省エネ法)」などで様々な義務の履行が規定されています。

(3) 市内の情勢・急がれる対応

市は、今年度市制施行5周年を迎えたことを機に「自然環境都市」を宣言し、平成22年度を「環境政策元年(緑の年)」と位置づけた施策を展開していきます。

また、平成19年4月には環境基本条例を施行し、この条例に基づく環境基本計画を平成21年3月に策定して、市民、事業者、業者の役割を明確にしました。

市は行政を執行する立場としてだけでなく、自らが事業者としての行動を、職員は市民としての行動を率先して示していくことが急務です。

2 計画の目的

市は、「1計画の背景」で述べた情勢を踏まえ、事務事業の施策展開の中で温室効果ガスの排出抑制や環境負荷の低減を図るため、温対法20条の三(旧法第21条)で規定する実行計画を柱とした市の事務・事業に関する「環境配慮実践プラン(以下 プラン)」を策定します。

3 計画の基本方針

計画の目的を達成するため、以下の基本方針によりプランを策定します。

(1) 温室効果ガス排出量の抑制

温対法に基づいた温室効果ガスの排出抑制を図ります。

(2) エネルギー使用量の管理と削減

省エネ法に基づいたエネルギー使用量の管理と削減を図ります。

(3) 環境に配慮した契約・グリーン購入の推進

環境配慮契約法及びグリーン購入法に基づいた環境配慮契約とグリーン購入の推進を図ります。

(4) 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、分別の徹底により廃棄物のリサイクルを推進します。

(5) 職員の行動指針の策定

上記の取組みを推進するため、職員の行動指針を定めます。

(6) プランの進行管理体制の構築

プランの進行管理と成果を公表するための庁内組織を構築します。

4 計画の対象範囲

市の事務事業における、温対法、省エネ法に基づく施設、設備を対象としますが、防犯灯など、公共の福祉に重大な影響を与える恐れがある施設については一部除外とし、次表のとおり定めます。

ただし、除外施設であっても環境配慮への原則を適用し、温室効果ガス排出量等の調査は実施することとします。

対象施設等の一覧

部局等	対象施設等	施設数	施設名（付属施設を含む）
市長部局	行政庁舎	6	堀之内庁舎、小出庁舎、湯之谷庁舎 広神庁舎、守門庁舎、入広瀬庁舎
	福祉関係施設 （保育園含む）	21	守門健康センター、入広瀬保健センター、湯之谷保健センター、南山 荘、守門高齢者センター、小出老人福祉センター、湯之谷老人福祉セ ンター、湯之谷老人憩の家、広神老人憩の家、堀之内子育て支援セン ター、小出子育て支援センター、なかよし保育園、佐梨保育園、ひが し保育園、伊米ヶ崎保育園、つくし保育園、さくら保育園、ひかり保 育園、ふたば東保育園、ふたば西保育園、守門保育園
	情報産業施設 （観光施設む）	26	有機センター、湯之谷多目的交流施設、広神農村環境改善センター、 自然活用センター、体験交流センター、入広瀬温室、本町イベント広 場、横根スポーツセンター、みどりの体育館、中峯スポーツ広場、地 域振興センター、鏡ヶ池総合案内所ほか、自然科学館星の家、中部北 陸自然歩道、小出公園ぼんぼり、下条休憩施設、観光客向け公衆便所 （8）、温泉地街路灯、格納庫（2）
	温泉、宿泊施設	13	ふれあい交流センターこまみ、青雲館、ひめさゆり荘、寿和温泉、浅 草山荘、ホテル大自然館、青島源泉、折立源泉、折立又源泉、芋川源 泉、銀山平源泉、寿和温泉源泉、浅草岳源泉
	スキー場	5	小出スキー場、薬師スキー場、大湯温泉スキー場、須原スキー場、大 原スキー場
	公園施設	17	月岡公園、小出公園、なかよし中央公園、原児童公園、魚野川ふれあ い公園、北部ふれあい公園、モニュメントパーク、中ノ島ポケット パーク、魚野川桜づつみ、南部いきいき広場、中子沢セイフティ公 園、三ツ又砂防公園、破間川ダム公園、養和田川河川公園、舟方公 園、四番町三ポケットパーク、北部緑道公園
	環境関連施設	4	エコプラント魚沼、魚沼市斎場、入広瀬斎場、さわやかセンター
	文化施設	2	小出郷文化会館、宮柵二記念館
	コミュニティ施設	6	穴沢ふれあい館、横根みずほ会館、大栃山農林会館、芋鞘バイタリ ティセンター、守門交流促進センター
	その他		消雪施設、除雪センター、道路維持施設、市有公衆便所、温泉地街路 灯、防犯灯を除く
魚沼市消防本部	庁舎	2	魚沼市消防本部、渋川出張所
教育委員会部局	学校	17	入広瀬幼稚園、守門幼稚園、入広瀬小学校、須原小学校、広神東小学 校、広神西小学校、井口小学校、小出小学校、伊米ヶ崎小学校、堀之 内小学校、宇賀地小学校、入広瀬中学校、守門中学校、広神中学校、 湯之谷中学校、小出中学校、堀之内中学校、守門スクールバス格納庫 個別施設省略
	公民館	10	堀之内公民館、伊米ヶ崎公民館、小出北部公民館、大沢ふれあい会 館、広神コミュニティセンター、守門開発センター、入広瀬会館、入 広瀬生活改善普及センター、地域世代間交流施設、湯の里ふれあいセ ンター
	体育施設	22	小出郷体育館・福祉センター、ヤッコム、堀之内体育館、小出第2体 育館、小出第3体育館、小出南部体育館、小出武道館、広神体育セン ター、須原第1体育館、福山体育館、入広瀬スポーツセンター、青島 野球場、薬師運動広場、広神野球場、中条運動広場、下条テニスコ ート、守門サンスポーツランド、リフレッシュハウス湯之谷、小出北部 プール、湯之谷プール、広神プール、下条プール
	図書館・文化財・ 博物館	8	小出郷図書館、目黒邸、佐藤邸、守門民族文化財館、館之内居館跡、 入広瀬民族資料館、野山の幸資料館、日本ワイルドフード植物園

公営企業部局	庁舎	2	小出企業庁舎、堀之内企業庁舎
	上水道	7	堀之内上水道施設、小出上水道施設、小出簡易水道施設、湯之谷簡易水道施設、広神簡易水道施設、守門簡易水道施設、入広瀬簡易水道施設 個別施設省略
	下水道	24	マンホールポンプ、ポンプ場、舟山処理場、原処理場、水下処理場、大湯浄化センター、奥只見浄化センター、銀山平浄化センター、大沢処理場、高倉地区処理場、福山地区処理場、未沢汚水処理場、大白川汚水処理場、横根汚水処理場、上条終末処理場、須原処理場、南部地区集排処理場、穴沢汚水処理場、池平汚水処理場、貴谷処理場、雁坂下地区処理施設、田中排水処理場、滝之又処理場、並柳下水処理場 個別施設省略
	ガス	2	小出ガス施設、堀之内ガス施設 個別施設省略
病院部局	市立病院	1	堀之内病院
	診療所	2	守門診療所、入広瀬診療所
指定管理者	指定管理施設 温対法は対象外とし、省エネ法は対象とする	40	中子沢温泉羽川荘、守門特産品販売所、奥只見スロープカー、銀山平キャンプ場、銀山平森林公園、深雪の里、神湯とふれあいの里、ピジターセンターかたくり、湯之谷トレーニングセンター、折立運動広場、交流センターユピオ、栃尾又温泉センター、薬師温泉センター、薬師テニスコート、デイサービスセンターひまわり、ひろかみ工芸、生活支援ハウス、伊米ヶ崎デイサービスセンター、湯之谷デイサービスセンター、特別養護老人ホームあぶるま苑、入広瀬デイサービスセンター、在宅介護支援センター入広瀬、小出ボランティアセンター、守門デイサービスセンター、守門高齢者居住施設、守門訪問介護事業所、わかあゆ社、広神老人福祉センター、堀之内老人憩の家、入広瀬雪国観光会館、折立ふれあいの郷、月岡公園ゴルフ練習場、戸隠・溪流・歴史公園、三ツ峰いこいの森公園、上原コスモス園、道光高原緑地公園、守門ライスセンター、雪むると農産物加工場、入広瀬山菜会館、入広瀬いきがいセンター

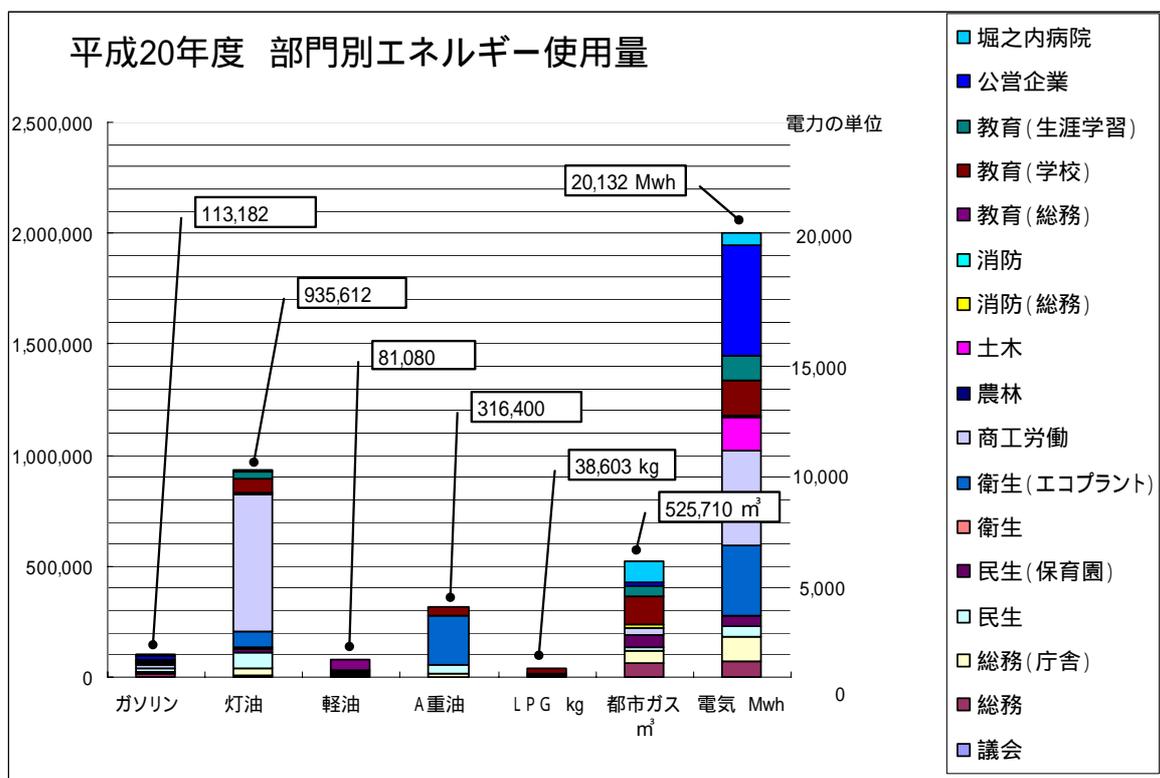
5 計画の期間（第1期）

本計画は、平成22年度(2010年度)から平成27年度(2015年度)の6年間を第1期の計画期間とします。

第2章 温室効果ガス排出等の実態

1 平成20年度エネルギー使用量の実態

平成20年度における施設及び車両が使用した部門別エネルギー使用量は下のグラフのとおりでした。



省エネ法は平成21年4月1日に改正され、市は、平成22年4月1日から市長部局、教育委員会部局及び管理者が設置されている公営企業部局をひとつの事業者とみなされて、原油換算で年間1,500キロリットルを超えてエネルギー(専ら公道を走行する車両の燃料を除く)を使用する部局は平成22年4月から一定の義務が課されます。

それぞれの部局の内訳は、市長部局が4,380キロリットル、教育委員会部局が1,040キロリットル、公営企業部局が1,290キロリットルであり、市長部局が規制を受ける見込みですが、当市の公営企業部局には管理者が設置されていないため、市長部局に統括されます。

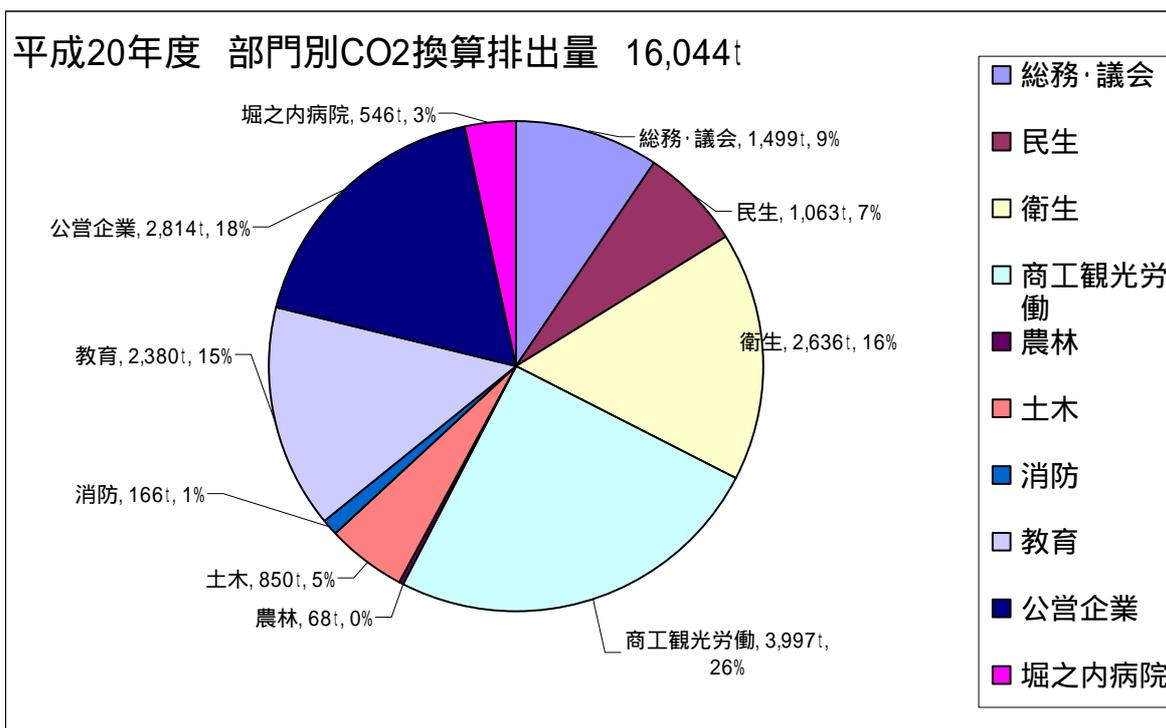
この法による規制は、指定管理者制度を適用する施設にも及びますが、平成20年度は把握していません。

2 平成20年度温室効果ガス排出量の実態

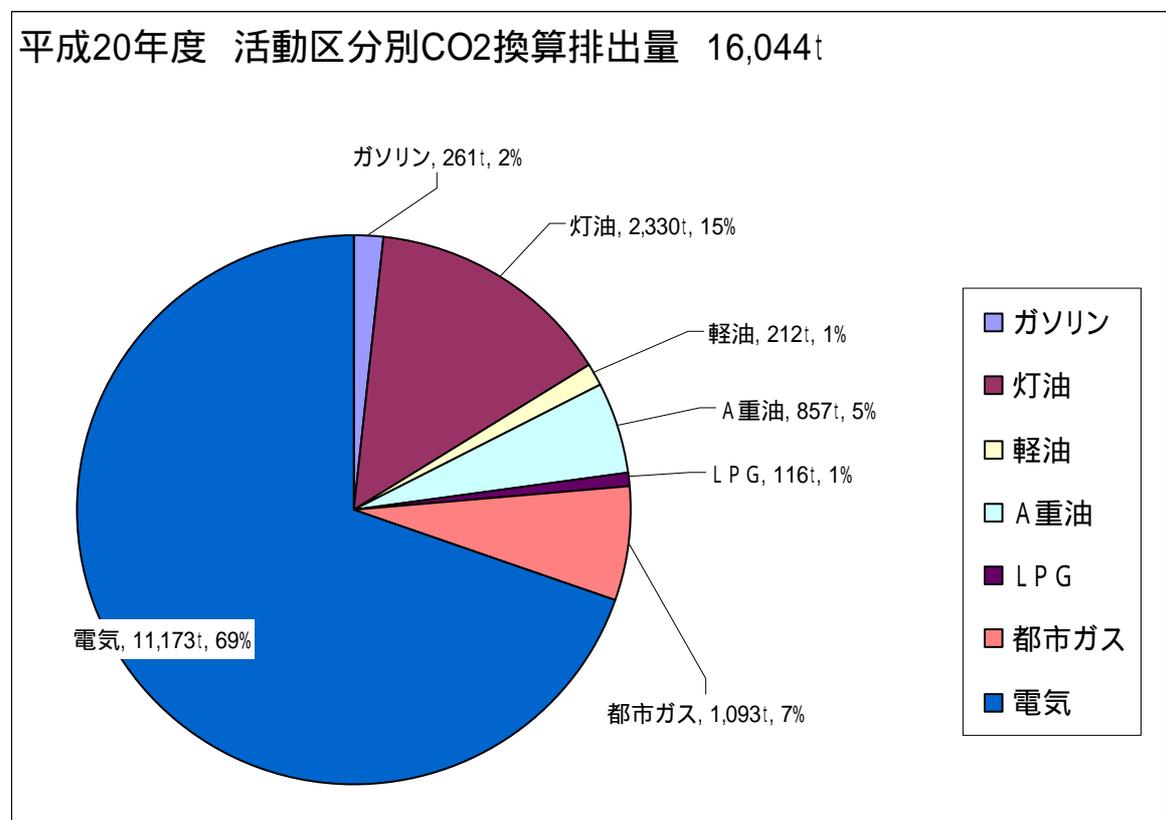
前述のエネルギー使用量を温室効果ガス排出量として二酸化炭素(CO2)換算した場合の実態は(1)、(2)のグラフのとおりで、総排出量は16,044トンでした。

また、環境省ガイドラインに準拠したエネルギー以外の排出源を加えた総排出量は(3)、(4)の表及びグラフのとおりで、20,042トンでした。

(1) エネルギー使用に係る部門別排出量



(2) エネルギー使用に係る活動区分別排出量

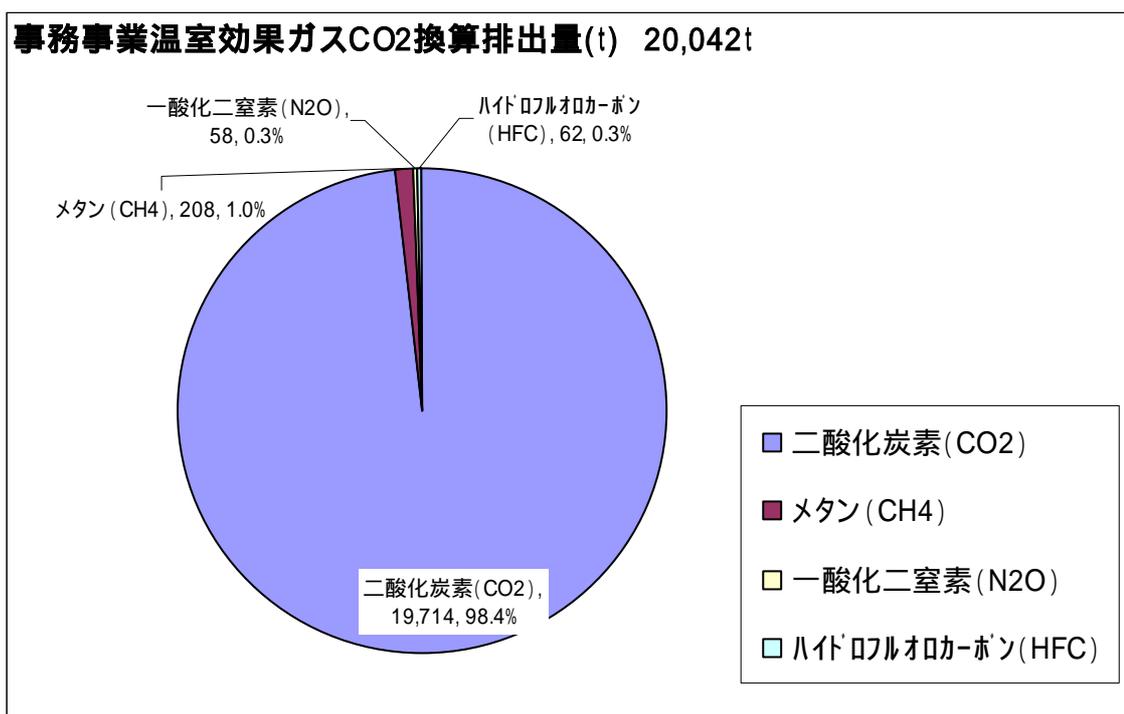


(3) 実行計画の策定に係る環境省ガイドライン（以下 ガイドライン）に準拠したガス種別別排出量(CO2換算後)

ガイドラインに準拠して、(1)に廃棄物の焼却と下水・浄化槽の処理に係る排出量を加えた、市が直接行う事務事業の総排出量はCO2換算で20,042トンでした。内訳は下の表、グラフのとおりです。

温室効果ガス種別別排出量

温室効果ガス種類	排出量(kg)	温暖化係数	CO2換算量(t)	換算後比率(%)
二酸化炭素(CO2)	19,713,811	1	19,714	98.4%
メタン(CH4)	9,919	21	208	1.0%
一酸化二窒素(N2O)	187	310	58	0.3%
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	48	1,300	62	0.3%
計			20,042	100.0%



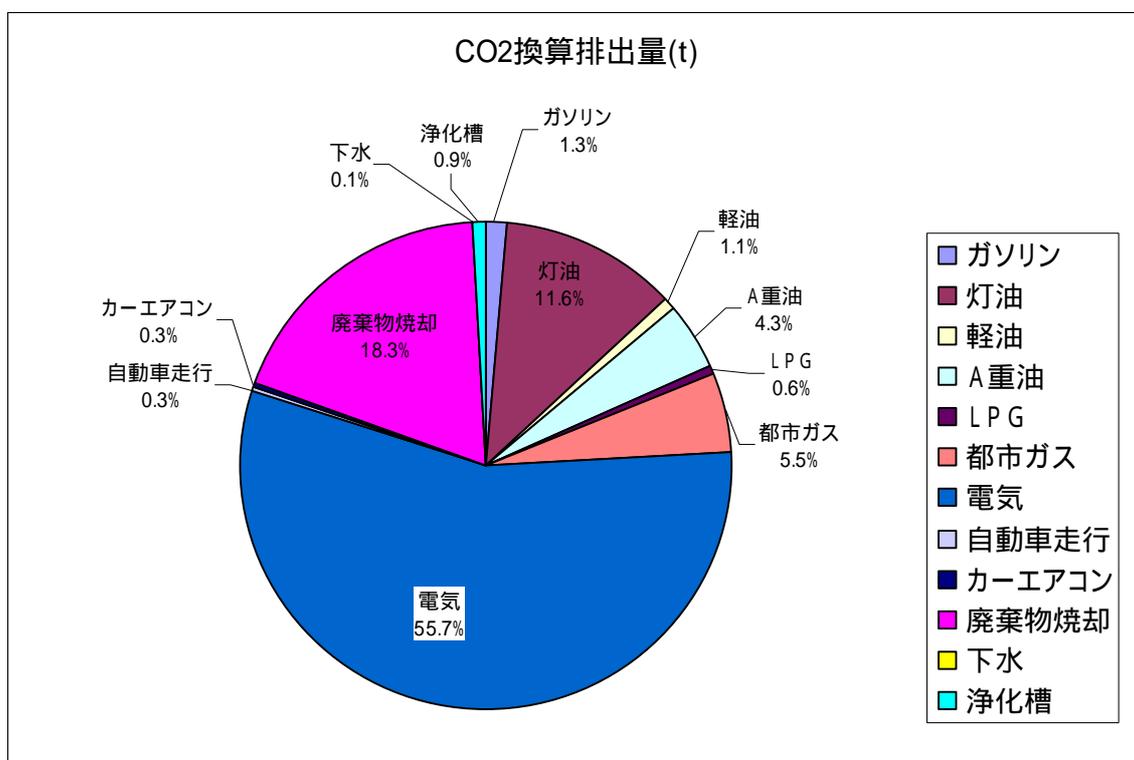
温対法で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO2)、メタン(CH4)、一酸化二窒素(N2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF6)の6種類ですが、市の事務事業においてはパーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄の排出はありません。

(4) ガイドラインに準拠した活動区分別排出量(CO2換算後)

ガイドラインに準拠して、(2)に廃棄物の焼却と下水・浄化槽の処理に係る排出量を加えた、市が直接行う事務事業の活動区分別排出量は下の表及びグラフのとおりでした。

平成20年度 活動区分別排出量(CO2換算)

活動の区分		単位	年間活動量	CO2換算排出量(t)	比率(%)
燃料の使用	ガソリン	L	112,629	261	1.3%
	灯油	L	935,612	2,330	11.6%
	軽油	L	81,008	212	1.1%
	A重油	L	316,400	857	4.3%
	液化石油ガス(LPG)	kg	38,603	116	0.6%
	都市ガス	m3	525,710	1,093	5.5%
電気の使用		kWh	20,132,032	11,173	55.7%
自動車の走行		km	555,010	58	0.3%
カーエアコンの使用		台	3169.24	62	0.3%
廃棄物の焼却	湿重量	湿t	16,914	26	0.1%
	プラスチック乾重量	乾t	1,362	3,671	18.3%
下水処理量(終末処理場)		m3	668,526	12	0.1%
浄化槽		人	14750	170	0.9%
計				20,042	100.0%



第3章 実践する取組みと目標

1 温室効果ガスの削減

第2章2-(3)の排出量を、平成27年度(2015年度)までに平成20年度(2008年度)と比較して6%の削減を目指します。

2 施設における省エネ管理

各部署において、所管の施設の実情に応じた施設の運用指針と営繕計画を策定し、個別の目標を設定します。

運用指針、削減目標の設定に際しては以下の点に留意することとします。

(1) 施設、設備の運用指針

- ・省エネ法に基づいた施設、設備の管理標準を策定します。
- ・冷房は外気温 28 以下では運転しないこと。設定温度は 28 とし、利用の終了 10 分前には運転を停止すること。
- ・暖房は外気温 15 以上では運転しないこと。設定温度は 18 とし、利用の終了 10 分前には運転を停止すること。
- ・施設の運営上支障のない照明の点灯はしないこと。
- ・使用しない電気設備や電気器具のコンセントは抜いておくこと。
- ・給湯器は必要最小限の温度設定とし、使用量を控えること。
- ・水道器具には節水コマを取り付けること。
- ・その他、管理者の創意工夫によりエネルギー使用量の削減を図ること。

(2) 施設の営繕計画

- ・施設の大規模改修をするときは、可能な限り屋根、外壁、建具などの断熱工事を設計仕様に盛り込むこと。また、同時に太陽光発電やペレットボイラー等の新エネルギー設備の導入を検討すること。
- ・エネルギーを消費する器具や設備を更新する際は、省エネ型を選択すること。特に、LED 式照明器具を積極的に導入すること。

3 公用車管理

公用車を計画的に低公害車に切り替えるとともに利用の抑制を図ります。自動車を運転するときはエコドライブ に配慮します。(巻末資料「エコドライブ 10 か条」参照)

(1) 自動車更新時の低公害車への切り替え促進

公用車の更新に際しては、電気自動車、天然ガス車、ハイブリッド車、低排出ガス車などの低公害車の導入を推進します。

【低公害車の導入目標】

区 分	特殊車両(除雪車等)、二輪車を除く							
	大型車 (バス、マイクロバス含む)		普通自動車 (トラック含む)		軽自動車		合計	
	平成21年度 現状値	平成27年度 目標値	平成21年度 現状値	平成27年度 目標値	平成21年度 現状値	平成27年度 目標値	平成21年度 現状値	平成27年度 目標値
電気自動車	0台	-	0台	-	0台	1台	0台	1台
天然ガス車	0台	-	1台	2台	0台	-	1台	2台
ハイブリッド車	0台	-	2台	8台	0台	-	2台	8台
平成17年排出ガス基準75%低減車 (H17 & 低燃費)	3台	10台	3台	8台	2台	10台	8台	28台
平成17年排出ガス基準50%低減車 (H17 & 低燃費)	0台	-	2台	2台	2台	2台	4台	4台
その他(上記低公害車以外)	33台	25台	26台	8台	17台	11台	76台	44台
合計	36台	35台	34台	28台	21台	24台	91台	87台

(2) 公用車利用の抑制とエコドライブの推進

- ・市内 2 km 以内の移動は徒歩、又は自転車の利用を心がけます。
- ・単独での出張は公共交通機関の利用を心がけます。
- ・公用車での出張の際は、相乗りを心がけ、低公害車を利用します。
- ・公用車の運転に際してはエコドライブを実践します。

4 改正省エネ法に基づいたエネルギー管理

第2章-1で触れたとおり、当市は市長部局(公営企業部局含む)、教育委員会部局がそれぞれひとつの事業者とみなされ、法の指定基準により特定事業者として指定を受けます。

エネルギーの年間使用量が原油換算ベースで1,500キロリットルを超えると特定事業者の指定を受けますが、市では市長部局がこれに該当する見込みです。(平成21年度使用量未集計)

規制を受ける市長部局は、法に基づき、部局内に管理体制を構築するとともに、取組方針の策定を別途行います。この体制の構築は、本書第4章-1「計画推進体制の構築」の中に組み込みます。

法の規制を受けない部局であっても、将来において規制を受ける可能性があるため、規制を受ける市長部局と同様にエネルギーの使用量管理を行います。

5 魚沼市グリーン購入基本方針に基づいた物品の購入管理と環境配慮契約

市は、平成18年4月1日に「魚沼市グリーン購入基本方針」を策定しました。物品の購入に際してはこの基本方針を遵守し、環境負荷が少ない物品の購入を行い、実績の管理を行うとともに、各部署において消耗品等の在庫管理を実施し、無駄遣いの抑制を図ります。(巻末参考資料「魚沼市グリーン購入基本方針」参照)

また、環境配慮契約法の趣旨を理解し、委託や工事の発注に際しては環境負荷の低減に配慮した仕様による契約の締結に努めます。

6 イベントにおける環境配慮

市が行うイベントは環境に配慮し、以下の例などにより環境負荷を極力抑えた運営形態を心がけます。

- ・廃棄物をできるだけ発生させない運営を行います。
- ・発生した廃棄物はできるだけリサイクルが可能なように分別します。
- ・新潟県カーボンオフセット制度 の活用を検討します。(利用料金等に上乗せするなどしてその資金を植林整備等に充て、事業から排出された CO2 を相殺する制度)
- ・その他、環境負荷を極力抑えた運営形態を心がけます。

7 職員の個別行動指針

私たち一人ひとりがその行動に配慮することにより、温室効果ガスの排出や環境負荷の低減を図ることができます。

私たちは以下に掲げる行動を各職場で実践するとともに、この行動を各家庭の実情に置き換えてプライベートでも実践します。

(1) 通勤におけるノー・マイカーデー、エコドライブの推進

- ・通勤距離が 2km に満たない職員は、原則マイカー通勤をしません。
- ・マイカーで通勤する職員は、降雪期(12 月から 3 月)を除く毎月第 3 水曜日をノー・マイカーデーに指定し、徒歩、自転車や公共交通機関を利用して通勤します。
- ・指定日以外であっても、マイカー使用の抑制に努めます。
- ・実施状況を毎月管理者に報告し、その把握を行います。
- ・第 3 章-3(2)に準じ、マイカーの運転に際してはエコドライブを心がけます。

(2) 事務室の節電

- ・昼休みはお客様の来訪に不都合のない範囲で、事務室内を消灯します。
- ・昼休みは職務に支障のないパソコンの電源を切ります。
- ・退庁時は、パソコン、コピー機など電気製品のプラグをコンセントから抜いて待機電力の消費を抑制します。
- ・扉のない通路にカーテンを施したり、窓ガラスに遮熱フィルムを貼るなどして室内の断熱効果を高めます。
- ・足元ヒーター等、個人の電気製品は使用しません。
- ・電気ポットは使用を止めるか、消費ロスの少ない運用を行います。
- ・事務室ごとの実情に応じて、上記に係る運用マニュアルを策定します。

(3) クールビズ、ウォームビズの徹底

- ・第 3 章-2(2)により冷暖房の使用を抑制することから、衣服等の調整による体感温度調節を行います。

(4) 時間外勤務の削減、会議時間の短縮

- ・時間外勤務を抑制し、就業時間後の一斉退庁を心がけます。特に、毎週水曜日のノー残業デーを遵守します。
- ・休日、夜間の会議は極力開催せず、開催する場合は2時間以内の終了を目標とし、照明・冷暖房設備の使用は必要最小限に止めます。

(5) 印刷物の削減と環境配慮

- ・資料の共用に努め、無用なコピーは行いません。
- ・電子ファイルを活用し、無用な印刷を行いません。
- ・紙回覧等による周知は控え、電子掲示板機能を極力活用します。
- ・資料、チラシ等を50枚以上印刷するときは印刷機を使用します。
- ・コピー機の使用に際しては、白黒コピーとします。
- ・会議資料等のコピーに際しては、A4両面コピーを原則とします。
- ・部内資料のコピーに際しては、ミスコピーの裏面使用を徹底します。
- ・A4版を複数枚コピーするときは、A3版を裁断してカウンター使用量を抑制します。
- ・各コピー機、印刷機に台帳を設置し、部署ごとの使用量とミスコピー発生の把握を行います。
- ・印刷物を外注するときは、紙については古紙パルプ配合率75%以上、インクについては大豆油インクの使用を義務付けます。
- ・不要となった印刷物はリサイクルに回し、燃やせるごみで排出しません。

(6) 分別の徹底と個人のごみ箱廃止による廃棄物の抑制

- ・施設ごとに分別コーナーを設置し、市が定める5種類12分別を徹底します。規模の大きい庁舎等は施設管理責任者の判断によりフロアごとに分別コーナーを設置します。(巻末資料「魚沼市ごみの分類(5分類12分別)」参照)
- ・個人、部署ごとのゴミ箱を撤去し、直接分別します。

(7) 職員を中心とした家庭、地域における実践

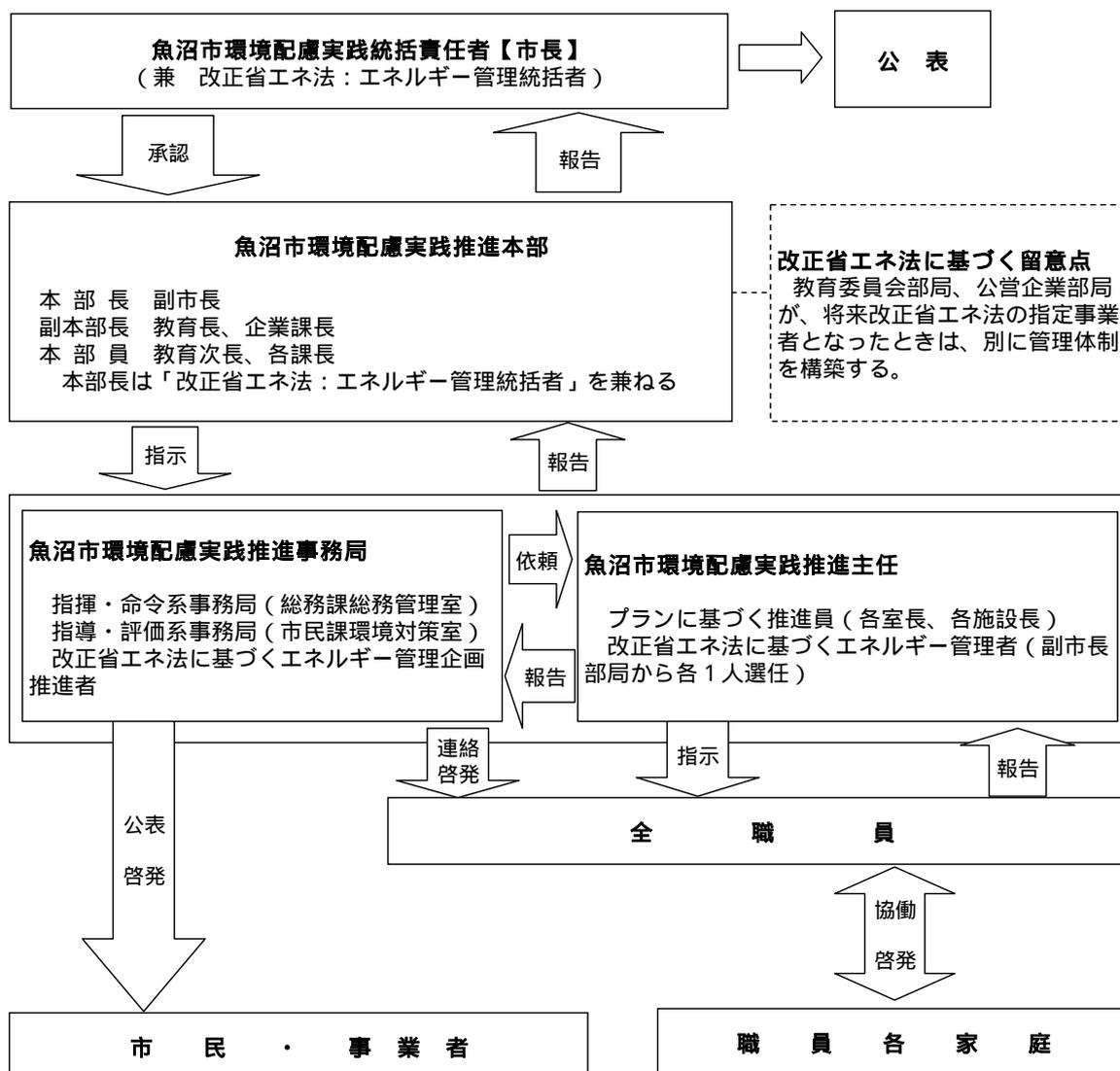
- ・実践から得た知識、経験を、個々の家庭においても活かします。
- ・実践から得た知識、経験を、職員が率先して地域に拡大します。

第4章 計画の推進体制

1 計画推進体制の構築

本計画の実行に際しては、組織、職員個人が自覚を持って取り組み、目に見える成果をあげるとともに、これを公表して市民・事業者への普及啓発を推進しなくてはなりません。

そのために、市長をトップとして次のような推進体制を構築します。



2 推進体制における担当者の役割

(1) 環境配慮実践統括責任者

- ・市長がその任に当たり、プランを承認します。
- ・プランの成果について報告を徴します。
- ・成果について公表を行います。

(2) 環境配慮実践推進本部

- ・統括責任者から承認を受けたプランの実践を、実践推進事務局、実践推進主任に指示します。
- ・プランの成果を把握し、統括責任者に報告します。

(3) 環境配慮実践推進事務局

- ・本部の指示により実務を執り行います。
- ・実践推進員と連携し、職員への指示、啓発、成果の把握を行います。

(4) 実践推進員

- ・本部の指示により、推進事務局と連携して職員への指示、啓発、成果の把握を行います。

(5) 全職員

- ・施設管理、職員の行動について、プランに基づいて実行します。
- ・プランに基づいた担当業務に係る成果を報告します。

3 評価の方法

実践プランに基づいて、数値目標のあるものについてはその達成率により評価します。

4 成果の公表

年1回、市報やホームページを通じて成果を公表します。

5 計画の見直し

計画期間が満了する平成27年度(2015年度)に次期計画を策定し、本計画の見直しを行うこととしますが、目標の達成状況や国内外の情勢が変動したときは、関係する部分について随時見直しを行い、その都度職員に周知します。

魚沼市グリーン購入基本方針（平成18年4月1日策定）

1. 趣 旨

地球温暖化や廃棄物問題などの環境問題を解決し、循環型社会を構築していくためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした社会システムを見直し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会に変革していくことが不可欠である。

平成13年4月1日に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、地方公共団体もグリーン購入の推進に努めることが求められていることから、魚沼市においても環境に配慮した物品調達（以下「グリーン購入」という。）について検討されてきた。市の事務・事業等におけるグリーン購入を一層推進するため、平成18年4月より「魚沼市グリーン購入基本方針」を定める。

2. 基本的な考え方

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

(1) 購入する前に必要性を十分に考える。

(2) 資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮して購入する。

- ・ 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること。
- ・ 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ・ 再生可能な天然資源は持続可能に利用していること。
- ・ 長期間の使用ができること。
- ・ 再使用が可能であること。
- ・ リサイクルが可能であること。
- ・ 再生材料や再使用部品を用いていること。
- ・ 廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと。

(3) 環境負荷の低減に努める事業者から製品やサービスを優先して購入すること。

- ・ 組織的に環境改善に取り組む仕組みがあること。
- ・ 資源、省エネルギー、化学物質等の管理・削減、グリーン購入、廃棄物の削減などに取り組んでいること。
- ・ 環境情報を積極的に公開していること。

(4) 製品・サービスや事業者に関する環境情報を積極的に入手・活用して購入する。

3. 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市のすべての所属・機関が行う物品等の調達とする。

4. 調達品目等

魚沼市において重点的に調達を進める環境物品等（以下「調達品目」という。）の判断の基準は、毎年、環境省より定められている環境物品等の調達の推進に関する基

本方針の品目及び判断の基準等により定められるものとする。

5. グリーン購入の推進

(1) 推進体制

調達方針に従い、魚沼市全庁体制で取り組み、課長会議等でグリーン購入の周知・徹底を図る。また、可能な限り市民・事業者に対しても積極的な普及・啓発に努める。

(2) 基本方針・調達方針の見直し

グリーン購入に係る社会情勢の変化を踏まえ、適宜見直しを行う。

魚沼市グリーン購入調達方針（平成18年4月1日策定）

「魚沼市グリーン購入基本方針」に基づき、グリーン購入の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1. 調達方針

消耗品費で対応が可能な「紙類」「文具類」「制服・作業服」「作業手袋」については、可能な限りグリーン購入該当商品を購入するように努める。また、全ての調達品目及び判断基準等については、毎年、環境省より定められている環境物品等の調達の推進に関する基本方針の品目及び判断の基準等に準じるものとする。

重点調達品目

紙類

調 達 品 目	
各種用紙	コピー用紙、フォーム用紙、 インクジェットカラープリンター、ジアゾ感光紙
印刷用紙	印刷用紙（カラーを含む）
衛生用紙	トイレトペーパー、ティッシュペーパー

文具類

調 達 品 目	
筆記用具	シャープペンシル、シャープペンシル替芯（容器）、ボールペン、マーカーペン、鉛筆

印章・ スタンプ台	スタンプ台、朱肉、印章セット、ゴム印（含回転）
絵画用品等	絵筆、絵の具、墨汁
ファイル・ バインダ- 類	ファイル、バインダー、ファイリング用品、アルバム、つづりひも、カードケース
ノート・紙製 品	事務用紙（紙製、含窓開）、けい紙、起案用紙、ノート、タックラベル、インデックス、パンチラベル、付箋紙
一般事務用 品	定規、トレー、消しゴム、ステープラー、ステープラー針リムーバー、連射式クリップ（本体）、修正テープ、修正液、のり（液、固形、テープ）、クラフトテープ、粘着テープ（布・両面）、製本テープ、ブックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット（玉、バー）、テープカッター、パンチ（手動）、モルトケース、紙めくりクリーム、鉛筆削（手動）、OAクリーナー、ダストブロワー、レターケース、メディアケース（CD等）、マウスパッド、OAフィルター、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、ディスクマット、OHPフィルム
その他	付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレイザー、額縁、ごみ箱、リサイクルボックス、缶・ボトルつぶし機（手動）、名札（机上用、衣服取付型）

制服・作業服

調 達 品 目
制服・作業服等

作業手袋

調 達 品 目
作業手袋等

調査項目一覧

	調査項目	魚沼市における対象
1	温対法に基づく温室効果ガス排出量	資産の管理権限が及ぶ全施設(指定管理施設を除く)、車両
2	省エネ法に基づくエネルギー使用量	資産の管理権限が及ぶ全施設(指定管理施設を含む)、車両(専ら公道を走行する車両を除く)
3	低公害車の購入実績	全ての部署
4	施設のエコ改修実績	新エネ導入実績、省エネ改修実績
5	物品の購入実績	魚沼市グリーン購入基本方針に基づく実績
6	ノー・マイカーデーの運用実績	全ての職員
7	エコドライブの実践による公用車の燃費	全ての公用車

エコドライブ10か条

(チームマイナス6%のホームページから引用)

1. ふんわりアクセル「eスタート」
 - ・・・5秒かけて時速20kmを目安にやさしい発進を心がけましょう。
2. 加減速の少ない運転
 - ・・・車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。
3. 早めのアクセルオフ
 - ・・・エンジンプレーキを効果的に使いましょう。
4. エアコンの使用を控えめに
 - ・・・冷暖房を利かせ過ぎないようにしましょう。
5. アイドリングストップ
 - ・・・無用なアイドリングをやめましょう。
6. 暖機運転は適切に
 - ・・・エンジンをかけたらずぐ出発しましょう。
7. 道路交通情報の活用
 - ・・・出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。
8. タイヤの空気圧をこまめにチェック
 - ・・・タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備をしましょう。
9. 不要な荷物は積まずに走行
 - ・・・不要な荷物を積まないようにしましょう。
10. 駐車場所に注意
 - ・・・渋滞をまねくことから、違法駐車はやめましょう。

家庭で実践！エコライフ

(新潟県：家庭ではじめる、エコライフから引用)

- 1 . 冷房は1 高く、暖房は1 低く設定すると、
年間約 1,800 円の節約、CO₂約 33kg の削減
- 2 . 待機電力を 50%減らすと、
年間約 3,400 円の節約、CO₂約 60kg の削減
- 3 . 冷蔵庫にモノを詰めすぎないと、
年間約 960 円の節約、CO₂約 20kg の削減
- 4 . レジ袋をマイバッグに切り替えると、
CO₂約 60kg の削減
- 5 . 1日1 時間テレビの利用を減らすと、
年間約 800 円の節約、CO₂約 14kg の削減
- 6 . 白熱電球から省エネ型電球に切り替えると、
年間約 1,850 円の節約、CO₂約 38kg の削減
- 7 . シャワーを1日1 分、家族全員が減らすと、
年間約 7,100 円の節約、CO₂約 69kg の削減
- 8 . 風呂の残り湯を洗濯に使うと、
年間約 4,200 円の節約、CO₂約 7kg の削減
- 9 . 車のアイドリングを1日5 分間減らすと、
年間約 1,900 円の節約、CO₂約 39kg の削減
- 10 . 週2 往復 8 km の通勤を徒歩又は自転車に切り替えと、
年間約 9,200 円の節約、CO₂約 184kg の削減

これらを全て実践すると、

年間約 31,200 円の節約、CO₂約 524kg の削減！

魚沼市ごみの分類(5分類12分別)

"できることから始め、継続、拡大していきましょう"

廃家電品目・専門業者処理ごみは、除く

【黄字は容器包装系】

【赤字は非資源系】

「全体編」	青	緑	はエコプラント魚沼で分別			黄	はプラスチック系	橙	は古紙類系(資源ごみ)		セロハン・ワッペン・粘着テープ類は、はがしてください。	
項目	1	2	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	9	10	11	12
区分	燃やせる物(可燃物)	燃やせない物(不燃物)1辺が15cm未満 <small>不燃物中の資源化品</small>	ペットボトル	白トレイ	その他のプラスチック	飲料用紙パック(牛乳パック)	段ボール(米袋)	紙箱紙袋包装紙	新聞紙	雑誌 チラシ 雑紙	シュレッド済紙 <small>(機械的に細かく切断した紙)</small>	大型ごみ 1辺が15cm以上
有価物=												
マーク	無	アルミ スチール	PET	無	プラ	紙パック	無 段ボール	紙	無	無	無	無
出し方	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋	紐束ね	紐束ね	紐束ね	紐束ね	紐束ね	任意の透明袋詰	指定袋・処理券・他
回収区分	可燃ごみ回収 焼却	不燃ごみ回収 資源化物は、エコプラント魚沼でさらに分別しています。	容器包装・プラスチック等回収			古紙類(資源ごみ)回収						資源物はエコプラント魚沼でさらに分別しています。
処理説明	事業所系は、エコプラント魚沼へ直接(委託)搬入が可(指定袋不要)					事業所系は、取扱業者へ直接(委託)搬入が望ましい。						
代表説明	生ごみ・コム・プラ商品・アルミ加工品(銀紙・銀プラ)	アルミ缶・スチール缶・ガラスビン・アルミホイール・セトモノ(皿・茶碗)・ガラス片他	ペットボトル	白トレイ	保冷箱(発泡スチロール・レジ袋・卵ケース・フック・ペットボトルのフタ)・色付きトレイ・包みフィルム	牛乳パック等 <small>「紙パック」マーク付きの酒・ジュースは対象。但し、注ぎ口は切取り(その他のプラスチック)。</small>	段ボール(米袋)	ティッシュ箱・菓子折箱・靴箱・タバコのボックス箱・Yシャツ箱 紙製ハッグ・お土産用紙ハッグ	新聞紙	雑誌・漫画本・書籍 週刊誌・カタログ 集・ノート 教科書・チラシ シ・色紙 FAX紙・のし紙・便箋 封筒・ハガキ 習字紙 メモ紙・名刺 1枚かたが カランダiser(金属部除く) 日めくり 暦紙 ポスター・パンフレット 色上(中質紙)	シュレッド済紙	鍋・釜・スコップ ブ・ナタ カマ タンス 机 イス スキー 電気コード 針金 ドラム管 カーペット 布団 ヘッド 他
注意事項			ふたはプラスチック容器に分別 みりん・醤油(メソウ)・酒等追加			「紙」マーク付きのジュース等ハッグで内側がアルミ(銀紙)加工の場合は燃やせるごみ。注ぎ口は切取り(その他のプラスチック)。	止め金具類は外す	包装紙(たばこやチョコの包み紙) カップラーメン、ヨーグルトの「紙」表示のもの		管紙(トイレットペーパー芯) チラシ・ポスターは、折る可		

・専門業者(ごみの出し方おたす参考)処理ごみとは、消火器・廃タイヤ・バッテリー・廃油・プロパンガス・大型農機具・車部品・ボウリング球・耐火金庫・鉄アライ・建築廃材(石膏ボード・断熱材)など「エコプラント魚沼」で焼却等処理できないごみ、及び農業・農薬の空き瓶(プラスチック容器含む)・肥料・育苗箱・大量の農業用マルチやビニールシート・ボタン電池など販売元等で回収しているごみ
・廃家電4品目:テレビ(液晶・プラズマ)・冷凍冷蔵庫・洗濯機(衣類乾燥機)・エアコンは、平成21年度(平成21年4月)からは各販売店等にお問い合わせ下さい。
・家庭向けパソコン(ノート型・ハードディスク型)は、各販売小売店にお問い合わせ下さい。

混ぜない古紙類 = 裏面にアルミ加工(金・銀紙)製の紙・汚れ(油・食品残渣)の着いた紙・防水加工紙(紙コップ・油紙・ロウ紙)・カーボン紙・ノーカーボン紙・感熱紙(感熱シート)・感光紙(青焼き)・印刷紙写真プリントプラスチックを貼り合わせた複合紙・粘着紙・圧着ハガキ・臭い付きの紙(石鹸包み、キラム包み)・合成紙(選挙投票用紙などのプラスチック合成紙) 燃やせるごみ

「古紙類編」

専門業者処理ごみ除く

網掛けは容器包装

セロハン・粘着テープ・ワッペン・金属クリップは、はずしてください。

項目	1	2	3	4	5	6
区分	飲料用紙パック(牛乳パック等)	段ボール(米袋)	紙箱・紙袋包装紙	新聞紙	雑誌・チラシ・雑紙	シュレッド済紙(細かく裁断した紙)
有価物=						
マーク	紙パック	段ボール	紙			
出し方			紐束ね			任意の透明袋詰
回収区分	古紙類(資源ごみ)回収					
処理説明	事業所系は、取扱業者へ直接(委託)搬入が望ましい。					
代表説明	牛乳パック等 <small>「紙パック」マーク付きの酒・ジュースは対象。但し、注ぎ口は切取り(その他のプラスチック)。</small>	段ボール(米袋)	Yシャツの箱 ティッシュ箱 菓子箱 靴の箱 タバコのボックス箱	新聞紙	雑誌・漫画本・書籍 週刊誌・カタログ 集・ノート 教科書・チラシ シ・色紙 FAX紙・のし紙・便箋 封筒・ハガキ 習字紙 メモ紙・名刺 1枚かたが カランダiser(金属部除く) 日めくり 暦紙 ポスター・パンフレット 色上(中質紙)	シュレッド済紙
注意事項	「紙」マーク付きのジュース等ハッグで内側がアルミ(銀紙)加工の場合は燃やせるごみ。注ぎ口は切取り(その他のプラスチック)。	止め金具類は外す	紙製ハッグ 土産用紙ハッグ 箸(はし)袋 包装紙 板チョコ包紙 タバコ包紙		管紙(トイレットペーパー芯) チラシ・ポスターは、折る可	

混ぜない紙類 = 裏面にアルミ加工(金・銀紙)製の紙・汚れ(油・食品残渣)の着いた紙・防水加工紙(紙コップ・油紙・ロウ紙)・写真プリント・カーボン紙・ノーカーボン紙・感熱紙(感熱シート)・感光紙(青焼き)・プラスチックを貼り合わせた複合紙・粘着紙・圧着ハガキ・合成紙(選挙投票用紙などのプラスチック合成紙) 臭い付きの紙(石鹸包紙) 燃やせるごみ

魚沼市自然環境都市宣言

魚沼市は、越後三山に連なる山々に抱かれ、魚野川、破間川に代表される多くの清らかな河川、湖沼を有し、水と緑に育まれた美しいまちです。

森林は、水源をかん養し、水質を浄化し、洪水などの自然災害を防ぐ役割を果たしています。また、里山に咲く山野草は私たちにやすらぎと潤いを、山菜やきのこは私たちに恵みを与えてくれます。

私たちは、自然と調和し、健康で快適な生活を営む権利を有するとともに、この豊かな自然を未来に生きる子どもたちに引き継がなければなりません。

魚沼市は、恵み豊かな自然環境を守り、育てるため、ここに「自然環境都市」を宣言します。

平成21年5月1日

